出資一口の金額減少公告

令和七年九月二十六日開催の本組合通常総会において、出資一口金十万円を、一口金一万円に減少することとし、現在の一口金十万円の出資は十口金十万円とする旨決議しました。つきましては、来る三月二十五日までに本決議に対し異議申し出がないときは、異議がないものとみなします。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告致します。

令和八年二月二十五日

東京都渋谷区代々木一丁目五一番一四号
協同組合エム・ビー・シー総合研究所
代表理事　志磨　宏彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六十五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和八年一月二十日付官報の号外第十二号二一六頁に掲載されています。

令和八年二月二十五日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
共同会計事務所内
キングダム特定目的会社
取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を十六億二千二百九十五万円減少して二千四百九十五万円とすることとしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月十七日
掲載頁　八十頁（号外第八十七号）
令和八年二月二十五日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
共同会計事務所内
ＳＣＯＲＥ　Ｈｅｉｓｅｉ特定目的会社
取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を一億二千七百五十五万円減少して十三億六千四百五万円とすることとしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月十七日
掲載頁　八十頁（号外第八十七号）
令和八年二月二十五日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
共同会計事務所内
ＳＣＯＲＥドミトリー特定目的会社
取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億二千七百四十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/
令和八年二月二十五日
東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇
四号室嶋本公認会計士事務所気付
ＧＪＤＣＶ１特定目的会社
取締役　鈴木　伸也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金八千四百九十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/
令和八年二月二十五日
東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇
四号室嶋本公認会計士事務所気付
ＧＪＤＣＶ２特定目的会社
取締役　鈴木　伸也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億二千七百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月二十五日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇
四号室嶋本公認会計士事務所気付
ＧＪＤＣＶ３特定目的会社
取締役　鈴木　伸也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八十五億二千四百十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001023/28ch/
令和八年二月二十五日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号
特定目的会社ベンチャーＣ
取締役　松澤　和浩

訂正公告

令和八年二月十七日（本紙第一六四八号）掲載の合併公告中、「甲は会社法第七九六条第一項、乙は同第七八四条第二項」とあるは「甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項」の誤りにつき訂正します。

令和八年二月二十五日

東京都千代田区丸の内二丁目七番二号
（甲）エムキャップ十七号株式会社
代表取締役　市原　康隆
東京都千代田区東神田二丁目五番一五号
（乙）ジェイフィルム株式会社
代表取締役　髙岡　祐介

正　誤

ページ	段	行	誤	正
一六	下	改正前欄終りから九	異なる	異なる
一九	上	改正後欄三	情報処理推進	情報処理推進債券
〃	〃	〃	〃	〃
二	下	一七	一年一日	一月一日

令和七年八月一日（号外第百七十六号）公布デジタル庁・経済産業省令第二号（独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令）
（原稿誤り）

令和七年十一月十八日公布厚生労働省令第百十三号（労働安全衛生規則の一部を改正する省令）
（原稿誤り）

平成二十九年十二月二十八日（号外第二百八十四号）文部科学省告示第百八十二号（技術士法施行規則の規定に基づく第一次試験の専門科目の範囲及び第二次試験の選択科目の内容を定める件の一部を改正する件）
（原稿誤り）

九〇ページ下段二行目から四行目は次のとおりの誤り。

技術士法施行規則（昭和五十九年総理府令第五号）第五条第五項及び第十一条第二項の規定に基づき、平成十五年文部科学省告示第百三十六号（技術士法施行規則の規定に基づき、第一次試験の専門科目の範囲及び第二次試験の選択科目の内容を定める件）の一部を次のように改める。